

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和7年3月7日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・出張報告	
【 町長施政方針演述 】	2
日程第3 町長施政方針演述	
【 教育長教育行政方針演述 】	12
日程第4 教育長教育行政方針演述	
【 議案第2号～第18号上程、説明 】	16
日程第5 議案第2号 令和7年度葛巻町一般会計予算	
日程第6 議案第3号 令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第7 議案第4号 令和7年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第8 議案第5号 令和7年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第9 議案第6号 令和7年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第10 議案第7号 令和7年度葛巻町下水道事業会計予算	

- 日程第11 議案第8号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第9号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第10号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 葛巻町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和7年2月27日（木）					
再開年月日	令和7年3月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年3月7日（金） 開議10時00分 散会12時17分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結	8 番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満議員)

ただいまから令和7年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (鈴木満議員)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和7年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月18日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、竹花結議員及び8番、辰柳敬一議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。2月3日、くずまきワインパーティーのため、青森県八戸市に出張しました。2月4日、盛岡市市政調査会研修会及び盛岡広域市町議会懇談会のため、盛岡市に出張しました。2月12日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会並びに情報交換会のため、九戸村に出張しました。2月13日、盛岡広域8市町議会議長会常任委員会正副委員長懇談会のため、盛岡市に出張しました。2月14日、岩手県町村議会議長会定期総会、政務調査会等、岩手地区議会議長会議長事務局長会議のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和6年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣

したのはお手元に配布した資料のとおりです。これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。町長。

町長（鈴木重男）

本日、ここに令和7年葛巻町議会3月定例会議において、令和7年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に対する私の所信と令和7年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

本年は、昭和30年に旧葛巻町、江刈村、田部村の1町2村が合併し、現在の葛巻町となって70年の節目の年を迎えるものであります。記念式典のほか、葛巻町70周年を記念した様々なイベントや事業の実施を予定しているところであり、町民の皆様と記念すべき年をお祝いするとともに、まちづくりに対するより一層の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

さらに、平成30年から整備事業を進めてきた新庁舎建設事業であります。大屋根広場「びっぐテラス」、盛岡中央消防署葛巻分署棟、車庫棟など、「くずま〜る」の全施設が完成を迎えます。

「くずま〜る」が「人、機能、情報が集まる」拠点として、今後の町の発展を支える中心的な役割を担う施設となるよう有効に活用してまいりま

す。

また、これまで町民の生活に密着した様々なソフト事業を実施してきたほか、近年は、まちづくりの基盤となるハード整備に取り組んでまいりました。今後はこれまで整備を進めてきた各施設を有効に活用した新たな施策の推進や、社会構造の変化に対応した各部門におけるさらなるソフト事業の充実に努め、町民の生活がよりよいものとなるよう取り組んでまいります。

現在、全国的な傾向として、若者世代や女性が東京圏に転出するいわゆる東京一極集中の流れが続いており、地方においては人口の社会減が大きな課題となっている状況であります。これまで町では人口減少対策を最重要課題として位置づけ、葛巻で安心して暮らし続けられるよう、様々な施策を講じてまいりましたが、若者世代の転出超過と、若者世代の流出に伴う出生数の減少が続いております。これまで取り組んできた各種施策をアップデートするとともに、新たな対策を講じていく必要もあるものと感じております。

こうした中、国においては今後の重点施策として「地方創生2.0」を掲げ、地域の持つ潜在力を最大限引き出しながら新たな人の流れを生み出し、東京一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会の構築を目指すことが示されております。町においても、こうした国の施策を有効に活用しながら、県の施策とも連携を図り、若者が夢と希望を持ち、幸せを実感しながら暮らし続けていける町を目指し、これまで取り組んできた各施

策をさらに充実させ、若者世代に選んでもらえるまちづくりを進めてまいります。

めまぐるしく変化する時代において、町を取り巻く環境は大きく変化していくことと思われませんが、町民が「幸せを実感できる“まち”」の実現に、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。町総合計画・基本構想では、まちづくりの基本理念を「幸せを実感できる“まち”」とし、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人一人が主役となり、自助・共助・公助の精神で、将来像として掲げる「未来を協創する 高原文化のまち」に向かい取り組んでいるところであります。

そうした中、令和6年度からスタートした「町総合計画・後期基本計画」「第3期・町総合戦略」では、これまでの前期、中期計画での取組をしつかりと継承し、町の発展に向けて町の現状と課題を踏まえた対策を進めることとしております。

また、計画で設定されている重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を確認し、計画期間中の目標値達成に向け、実施する施策の関連性・必要性・緊急性を十分に検討し、明確な戦略の下総力を結集し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

現在、社会全体で見ると高い賃上げ傾向が続いており、名目賃金の上昇が見られる一方で、食品や生活用品など、日常生活に必要な様々な商品の

価格が上昇しており、多くの方の景気実感は厳しいものと認識をいたしております。また、経済活動に必要な各種資材の価格も高騰傾向が続いており、農家や商工業者などにおいても、依然厳しい経営認識であるものと捉えております。

こうした社会情勢の中、若い世代はもとより、全ての町民の皆さんが「幸せを実感できる」施策を積極的に展開し、3つの基本目標の達成に努めてまいります。

1つ目の「地域資源を活かす“しごと”」につきましては、先人たちが築き上げてきた町の産業をさらに発展させ、町の持つ様々な魅力や資源を最大限に生かした仕事づくりや観光振興を図り、町の魅力をより一層輝かせることで、交流人口・関係人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図るため、畜産労働力負担軽減対策事業、森林保全特別対策事業、くずまきDMO事業などに取り組んでまいります。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」につきましては、若い世代が結婚、出産、子育ての希望をかなえられる、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指すほか、次代を担う子供たちが未来への希望を持ち健やかに成長する人づくりを進めるため、「くずまきで新婚ライフ」サポート事業、学び輝く“ひと”づくり支援事業、高等学校教育振興事業などに取り組んでまいります。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」につきましては、町が持つ自然、空間を大切にしながら、酪農や林業、IT産業、エネルギー、商工業

など、地域産業の高付加価値化とブランド化を推進し、活力あるまちづくりを進めるため、庁舎等建設事業、地域情報通信基盤施設更新事業、総合運動公園施設長寿命化修繕事業などに取り組んでまいります。

あわせて、町の最重要課題である人口減少対策につきましては、引き続き重点的に対策を講じ、子育てに係る経済的負担、心理的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境の充実に努め、在宅子育て支援金事業、保育料・学校給食費の完全無償化を継続して実施するとともに、保育所や小中学校の環境整備を図るなど、子育て環境の一層の充実に努めてまいります。

また、町の様々な地域課題の解決と社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織の立ち上げを目指しながら、喫緊の課題である地域交通や新たな特産品開発など、まちづくりに資する総合的な検討を進める地域課題解決推進事業に取り組んでまいります。

続きまして、令和7年度予算編成における各会計の予算規模につきまして、ご説明を申し上げます。

予算の編成に当たりましては、歳入の約8割を地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造にある中、歳出においては、新たな行政需要や公債費をはじめとした義務的経費の増加が見込まれており、こうした状況を踏まえ、将来を見据えた健全な財政運営に配慮しながら、限られ

た財源を最大限有効活用し、持続可能な行財政運営が図られるよう努めてまいります。

令和7年度予算は、町政70周年及び複合庁舎「くずま〜る」に係る一連の整備事業が完成する節目の年度となることから、町の魅力をさらに次代につなげる事業を展開し、町総合計画後期計画の下、人口減少対策と地方創生に継続して取り組む必要があります。また、デジタルの力を活用しつつ、社会構造の変化や人口減少に対応した、持続可能な地域社会の構築に向けた施策を積極的に展開することが重要であることから、施策の優先順位を洗い直し、明確な戦略の下着実に目標を達成する予算として編成を進め、一般会計の予算規模は、前年度と比較し4億5,583万円、6.3%減の67億5,229万円としたところであります。

歳入では、地方財政計画の基本方針のほか、国や県の施策を踏まえた事業展開を念頭に、できる限り特定財源の確保を図るとともに、近年の社会情勢等を勘案の上算定したところであり、町税は、前年度と比較し2,253万円減の5億7,076万円、町債は、前年度と比較し5億1,520万円減の5億4,930万円とした一方で、地方交付税は、前年度と比較し1億8,000万円増の36億8,000万円としております。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が前年度と比較し11億9,753万円減の3億9,462万円、これは、庁舎等建設事業の2期工事、町道葛巻浦子内線道路改良工事、教職員等住宅整備工事による減が要因となるものでありますが、これら

主要な大型事業は、令和6年度から令和7年度へ繰り越し、事業を継続するものであります。

公債費につきましては、町財政健全化に係る取組として実施する任意繰上償還費を昨年度に引き続き当初予算で計上しており、前年度と比較し1億6,720万円増の2億9,395万円としております。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の合計は、前年度と比較し760万円、0.9%減の8億7,571万円としたところであります。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は、前年度と比較し4億6,343万円、5.7%減の76億2,800万円となったものであります。

次に、企業会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的収入と資本的収入の総額は、前年度と比較し4.0%減の12億3,026万円、収益的支出と資本的支出の総額は、前年度と比較し4.4%減の13億7,973万円であり、これは、電子カルテシステム等の医療器械器具更新事業の減などが主な要因であります。

水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が、前年度と比較し18.6%増の5億4,609万円、収益的支出と資本的支出の総額が、前年度と比較し11.2%増の6億2,315万円であり、これは、水道料金の改定に伴う営業収益の増、馬淵川地区水道施設整備事業等に係る建設改良

事業費の増などによるものであります。

下水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が、前年度と比較し24.5%減の2億9,906万円、収益的支出と資本的支出の総額が、前年度と比較し1.1%減の3億1,669万円となるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が前年度と比較し3.0%減の20億7,541万円、支出総額が前年度と比較し0.2%減の23億1,957万円となるものであります。

続きまして、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする、町総合計画・後期計画に掲げる3つの基本目標と3つの重点プロジェクトの達成に向けた、令和7年度の主要施策の概要について、部門別の取組を申し上げます。

初めに、魅力の発信による移住定住の促進と関係人口の創出であります。

移住・定住の促進につきましては、子育て支援の充実や特色ある教育の推進により、子育て世代の移住と若い世代のU I Jターンを促進するため、「定住促進のための雇用のマッチング支援」「快適な住まいの確保」「移住促進のための来町機会の提供」などに努めてまいります。

主な事業としましては、移住定住者が町へ定住するための住宅取得を支援する《定住対策住宅取得支援事業》並びに《子育て世代移住者住宅取得支援事業》、移住希望者へ町での暮らしを体験する機会を提供し町への移住を促進する《くずまき暮らし体験事業》などに取り組んでまいります。

情報発信の強化と関係人口の創出につきましては、特色を生かした情報発信や交流事業を展開することにより、コミュニティを拡大し、都市部からの交流人口や関係人口の創出を図るため、県の事業とも連携した「情報発信の強化」「関係人口創出のための仕組みづくり」などに努めてまいります。

主な事業としまして、Z世代の情報発信力強化による交流・関係人口の創出のための《若者・高校生地域探求発信事業》、町外の若者が町に継続的に関わり関係人口となることで、将来の移住定住人口につなげる《若者関係人口創出事業》、町外在住者から寄付により「くずまきファン」の拡大を図るとともに、町の魅力ある特産品をPRするための《ふるさと納税の推進》などに取り組んでまいります。

続きまして、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、「生産性、収益性の高い農業経営の確立」「環境にやさしい循環型農業の推進」「農作業の効率化及び安全性の確保」などに努めてまいります。

主な事業としましては、山ぶどうの安定的な供給とPRを担う人材を地域おこし協力隊として委託する《山ぶどう栽培サポーター事業》、飼料自給率の向上と良質の牧草生産による高品質な

生乳生産を図る《草地更新支援事業》などに取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、「森林資源の循環利用」「生産基盤整備」「担い手の育成と所得の確保」などに努めてまいります。

主な事業としまして、町産木材の利用拡大を図る《町産材利用促進事業》、健全な森林資源の維持・造成を図る《公有林整備事業》などに取り組んでまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の6次産業化や農商工連携の取組による高付加価値化を図り、高品質な「くずまきブランド」の定着が図られるよう、「農林産物のブランド化の促進」「農林産物加工の促進」などに努めてまいります。

主な事業としまして、町の特産品であるワインの首都圏での知名度向上や販路拡大のための《特産品ブランド化確立支援事業》、高原牛の冷凍販売対応により販路拡大及び消費拡大を図る《急速冷凍機整備事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、地域に欠かせない「なりわい」の継続と特産品開発など新たな魅力の向上により地域経済の活性化を図るため、「商工業の振興」「まちなかのにぎわい創出」などに努めてまいります。

主な事業としましては、地域に欠かせない商店等の事業継続を支援するための《商店等設備導入事業》、くずまき鍋の魅力向上や情報発信、町内飲食店等の新メニュー開発などによる魅力向上のための《飲食店等魅力向上支援事業》、などに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を生かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、「誘客及び滞在の促進・受入環境整備」「『観光で稼ぐ』地域づくりの推進」などに努めてまいります。

主な事業としまして、特産品等を活用したモニターツアーの実施による交流・関係人口獲得のための《体験型観光モニターツアー事業》、データを根拠とした観光振興戦略の策定による誘客促進のための《観光データマーケティング調査分析事業》などに取り組んでまいります。

交流・連携の推進につきましては、人口減少が進行する中、近隣市町村や目標・課題を同じくする自治体、民間企業や大学、金融機関それぞれが持つノウハウを生かした地域課題の解決と地域活性化に向け、「地域間交流の推進」「産学官金連携の推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、まちなかエリア全体の価値を高め、にぎわいを創出するための《まちなかエリアリノベーション事業》、町内外の人が集うまちなかエリアの拠点の整備に向けた《町家旧

遠藤邸改修検討業務》などに取り組んでまいります。

続きまして、地域資源を生かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を生かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、「雇用環境の整備」「起業・継業の支援」「特定地域づくり事業の推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、地方創生に欠かせない若者や女性が活躍できる機運醸成のための《起業家育成支援事業》、町民の就労機会の拡大と地元への定着、町民の所得の向上を促進する《雇用拡大所得向上支援事業》、年間を通じて安定的に仕事を確保し、新たな雇用創出と地域への若者定住を図る《特定地域づくり事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、子供を安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、子供を安心して産み育てられるきめ細かな支援体制を整えるため、「子育て世代包括支援体制の整備」「妊産婦及び乳幼児への健康支援」「就学前教育の充実」などに努めてまいります。

主な事業としましては、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的な負担を軽減するための《妊婦のための支援給付事業》、子供の誕生を祝福し、子育て環境の充実を図るための《出

産祝金支給事業》などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

保健・医療の充実につきましては、誰もが健康づくりに取り組みやすい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、生活習慣を原因とする疾病を予防し健康寿命の延伸に努めてまいります。そして、誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに努め、関係医療機関と連携し、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、「各種がん検診・特定健康診査・保健指導の充実」「感染症予防対策の推進」「地域医療の充実」「国民健康保険運営の安定化」などに努めてまいります。

健康づくりの推進の主な事業としましては、健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸を推進するための《スポーツ習慣化促進事業》、食生活を中心とした生活習慣病予防と健康づくりのための《減塩食普及啓発事業》などに取り組んでまいります。

医療の確保の主な事業としましては、看護師等技術職員を確保するための《看護職員等養成修学資金貸付金事業》などに取り組んでまいります。

医療保険制度の充実の主な事業としましては、

高齢者の自立した生活や社会参加を図る《高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業》、適正な医療の確保と子育て世代の負担軽減のための《子ども・生徒医療費助成事業》などに取り組んでまいります。

福祉の充実につきましては、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備を図ってまいります。さらに、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するための「住民の支え合いによる地域福祉社会の実現」「健康づくり・介護予防の推進」「相談支援体制の充実及び施策の連携」などに努めてまいります。

地域福祉の充実の主な事業としましては、路線バスの利用が困難な高齢者などの移動を支援する《高齢者等外出支援事業》、低所得の高齢者世帯や障がい者世帯などの生活を支援する《ぬくもり助成事業》などに取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実の主な事業としましては、高齢者の見守りと生活支援サービスの向上を図るための《配食サービス事業》、くずまきホットラインや緊急通報装置の貸与により、高齢者の見守り強化と日常生活の不安軽減を図るための《高齢者見守り支援事業》などに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実の主な事業としましては、

障がい者の特性に合わせた生活支援を行う《障害者自立支援給付事業》、精神疾患や人工透析等の難病を抱える方の病状の安定を図るための《障害者等通院費助成事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。協創のまちづくりにつきましては、住民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、一人一人が考え、行動する自主自立した町民参加型のまちづくりを促進してまいります。そして、自治組織や地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進・支援するため、「住民参画機会の拡充」「地域づくりを担う人材育成」などに努めてまいります。

住民参画の推進の主な事業としましては、自治会やコミュニティ団体等が主体的に行う協創の取組を支援する《協創のまちづくり事業》などに取り組んでまいります。

地区（集落）単位のまちづくりの主な事業としましては、自治会の主体的な地域活動の推進と協創を円滑にする《自治会活動交付金》などに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画意識の啓発や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、「女性の参画拡大による男女共同参画の推進」「男女が共に支え合う環境づくり」などに努めてまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。生活環境の整備につきましては、誰も

が快適に暮らせる住環境の提供のほか、快適で安全な生活環境と衛生環境の向上を図るため、「空き家の利活用」「安全で安定的な水道水の確保」「生活排水処理施設の整備」「リサイクルの推進と生ごみなどの減量化」などに努めてまいります。

住環境の整備の主な事業としまして、町民の住環境の向上のための《快適な住まいづくり応援事業》、老朽化した町営住宅の修繕により快適で安全な居住環境を確保するための《町営住宅長寿命化修繕工事》などに取り組んでまいります。

水道施設の整備の主な事業としまして、北部地区における老朽化した水道管を更新する《馬淵川地区水道施設整備事業》などに取り組んでまいります。

生活排水処理施設の整備の主な事業としましては、水洗化による快適で安全な生活環境を広げるための《町整備型浄化槽整備事業》並びに《水洗化普及支援事業》などに取り組んでまいります。

環境衛生の充実の主な事業としましては、安定したごみ処理を行うための《清掃センター長寿命化事業》並びに《最終処分場長寿命化事業》、動物を愛護し適正管理の意識を啓発するための《猫不妊・去勢手術支援事業》などに取り組んでまいります。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化や、持続可能な地域公共交通の確保を

図り、住民生活を支える利便性、安全性、快適性、効率性の向上を図るとともに、情報通信基盤施設の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、「道路網の整備促進」「道路施設の長寿命化」「生活バス路線の維持確保」「行政情報サービスの向上」などに努めてまいります。

道路交通網の整備の主な事業としましては、住民が快適で安心・安全に暮らせる道路環境の形成を図るための《町道茶屋場田子線及び町道役場線の道路改良》、老朽化した橋梁の修繕により安全な通行を確保するための《道路・橋りょう長寿命化修繕事業》などに取り組んでまいります。

生活交通対策の推進の主な事業としましては、バス利用者の利便性の向上と負担軽減を図る《バス路線運行拡大支援対策事業》、広域バス路線を確保する《JRバス生活交通路線維持事業》並びに《広域生活路線維持事業》などに取り組んでまいります。

地域情報化の推進・行政情報サービスの向上の主な事業としましては、行政手続のオンライン化の推進や標準化対象事務の基準に適合した情報システムへの移行のための《行政手続きオンライン化・標準化対応業務》、安定的なテレビ放送の配信や公共施設の公衆Wi-Fi（ワイファイ）を提供するための《地域情報通信基盤施設更新事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきまして

は、自然豊かな当町の環境を保全するとともに、町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、「自然保護の推進」「調和のとれた効率的な土地利用の推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、ごみの不法投棄を防止するための《環境衛生監視事業》、菜種の作付けを奨励し、遊休農地の解消と集落の景観保全を図る《農業再生協議会事業》などに取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を未来へつなげていくため、「エネルギーの地産地消」「環境教育活動の支援」などに努めてまいります。

主な事業としましては、一般家庭への再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入を支援する《エコ・エネ総合対策事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、心穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、「消防防災設備の整備」「消防団員の安全装備品の整備」などに努めてまいります。

主な事業としましては、消防用資機材の充実及び消火活動の効率化を図るための《消防ポンプ自動車購入事業》、災害時の避難所での快適な生活環境を構築するための《指定避難所生活環境改善

機器整備事業》などに取り組んでまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、「交通安全思想の高揚」「防犯意識の高揚と防犯体制の充実」「青少年有害環境の浄化」などに努めてまいります。

主な事業としましては、交通安全運動を一層強力に推進するための《交通安全看板設置事業》などに取り組んでまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、安定的に住民サービスを提供するため、行財政基盤強化に向けた、「自主財源比率の向上」「起債発行額の抑制と任意繰上償還」「公共施設の最適化」などに努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を広域的な枠組みの中で連携して推進するため、「広域市町との連携強化」「盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進」「地域間連携の推進」などに努めてまいります。

以上、令和7年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

町が最重要課題としている人口減少対策をはじめ、立ち向かわなければならない多くの課題がありますが、そうした課題の解決に向け知恵を絞り、町民の皆様からもご協力いただきながら、一

歩ずつ着実に前進してまいりたいと考えております。そして、各分野において質の高い住民サービスを提供し、全ての世代が安心して暮らし続けられる町の実現を目指してまいります。

また、道路網の整備格差が、地域経済はもとより人口減少にも深刻な影響を与えていることに鑑み、三陸沿岸道路から東北自動車道へ接続する新たな高規格道路である「北岩手・北三陸横断道路」の整備に向け、当町を含む19市町村において道路整備期成同盟会を結成し、その実現に向け鋭意取り組んでおります。こうした新たな基盤施設の整備に向けた取組をさらに前進させることにより、町の持つ農業生産力、エネルギー生産力、観光資源など、潜在的な力を最大限に生かして町を活性化させ、新たな交流人口・関係人口を創出し、若者の定着、移住者の確保につなげてまいりたいと考えております。

社会変革はこれまで以上に加速しておりますが、こうした大きな変革を好機と捉え、迅速な判断と対応により町の各施策を着実に推進し、職員と一丸となり全力で町政運営に取り組んでまいります。

最後に、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。令和7年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木満議員）

町長施政方針演述が終わりました。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。教育長。

教育長（石角則行）

本日、ここに令和7年葛巻町議会3月定例会議が開会されるに当たり、令和7年度教育行政方針について申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様のご理解、ご支援を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

少子化・人口減少が進む中、社会の多様化やデジタル化、持続可能な社会への対応など、教育を取り巻く環境も大きく変化していく時代にあっても、町の子供たちの夢を持って自分の描く未来に向かって努力している姿は変わらず、これからも町を挙げて大切に守り育てていくべきものであると感じております。

こうしたことを踏まえ、町教育委員会では「葛巻町総合計画・後期基本計画」の「いきいきと輝き続ける“ひと”」を育てる施策を中心に進め、特にも葛巻の子供たちには、ふるさとへの思いや誇りを醸成するとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町の教育大綱に掲げる「活力ある葛巻を創造するたくましい子ども」を育む教育を推進してまいります。

また、町民一人一人が心豊かで生きがいのある

生活を送り、互いに支え合い地域が発展し続けていくためには、「教育」の果たす役割が極めて重要であります。

誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れ、自ら進んで幅広く学習できる学びの機会の拡充や、生涯を通してスポーツでの健康・体力づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々との絆やつながりが深まる「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」を推進してまいります。

基本的な施策の方向につきましては、「町総合計画・後期基本計画」の「いきいきと輝き続ける“ひと”」を育てる施策を中心に、次の2つの主要施策を進めてまいります。

初めに、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」であります。

子育て環境の充実につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした、様々な支援事業を実施するとともに、子供を安心して産み育てられるよう、さらなる子育て環境の充実に努めてまいります。

あわせて、令和8年度から全国一斉に開始されます「こども誰でも通園制度」の実施に向けた準備を進めてまいります。

また、葛巻保育園を核とした認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図り、「子ども主体の保育」を第一に考え、就学前教育の充実や保育園と小学校との架け橋期の連携強化などの取組を中心に、主な事業といたしましては、

子供の発達段階を見通した保育園から小学校への架け橋期の教育の充実を目指す《「保小の架け橋プログラム」の実践と検証》、子育て世帯の経済的負担軽減を図る《保育料完全無償化》などを進めてまいります。

次に、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」であります。

学校教育につきましては、ふるさと葛巻への思いや誇りを育むとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、予測困難な時代に適応し、社会を創造する「生きる力」を身につけるための教育を推進してまいります。

次代を担う葛巻町の子供たちが健やかに成長し、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりと、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るなど、子育てしやすい環境整備に努め、国が進める「GIGA（ギガ）スクール構想」に応じた、ICTを活用した情報活用能力の向上により「学習の基盤となる資質・能力」のさらなる充実と、学校運営や事業づくりの在り方に係る教職員の研修機会確保など教育環境の充実にも努めてまいります。

また、小中学校とともに「社会に開かれた教育課程」の実現につながるコミュニティ・スクールの取組と「葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト」を推進し、令和の日本型学校教育の下「主体的・対話的で深い学び」の実現による児童生徒の資質・能力の育成に向けた取組を中心に、主な事業としましては、小中学生への「学用品費」「ク

ラブ活動費」「修学旅行費」の支給のほか、「学校給食の無償化」、町内から葛巻高等学校へ進学する生徒への「新入学用品費」の支給など幅広く支援を行う《学び輝く“ひと”づくり支援事業》、ICTを活用した学習活動の充実に特化した《学校教育アドバイザー》の継続配置、地域全体で“次代を担う人材育成”を目指す《葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト事業》の実進を進めてまいります。

高校支援につきましては、本町唯一の県立葛巻高等学校の永続発展に向け、11年目を迎える「くずまき山村留学制度」や近隣市町村からの入学生の受入れを引き続き推進・拡充しており、こうした取組により、葛巻高校は地域の拠点校として確固たる存在となりました。将来的な関係人口の創出・拡大を目指し、さらなる高校魅力化に努めてまいります。

また、葛巻高校の魅力ある学校づくりを継続支援し、公営学習塾の運営や町が持つ多面的な機能や資源、実践的な取組を、総合的な探究の学習教材として積極的に提供するなど、生徒の学びの質の向上による進路実現の後押しと、確かな学力の育成に向けた支援を中心に、主な事業としましては、海外研修を含めた魅力化づくりを支援する《葛巻高校教育振興協議会補助金》、葛巻高校への通学を支援し入学を促進する《スクールバス運行及び通学定期券の支給》、葛巻高校生の学力向上と進路実現を後押しする《葛巻町学習塾の運営》などを進めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活を送れるように、第9次葛巻町生涯学習推進計画に基づいて、町民の自主的な学習活動と社会貢献を支援するとともに、学習の成果を地域の課題解決につなげて協創のまちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

また、複合庁舎くずま〜るに設置した町民の学びと交流、文化活動の拠点である「まなベース」や「まき×まきホール」などの施設を有効に活用して、町民ニーズを踏まえた生涯学習機会の提供を中心に、主な事業としましては、町民の自主的な学習や社会貢献活動を支援する《生涯学習支援事業》、町民の学習成果の発表の場を提供し、学習意欲の向上を図る《生涯学習フェスティバルの開催》、生涯にわたっての読書活動を普及する《読書のつどい・ブックフェスの開催》などを進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、子供たちが自ら考え、行動する力を身につけさせるとともに、地域の人材や資源を活用して郷土愛を育む機会を提供してまいります。

また、子供・家庭・学校・地域・行政の5者がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携して地域の教育力を高める葛巻町青少年育成ネットワークの取組を中心に、主な事業としましては、地域全体で子供たちの学びを支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す《地域学校協働活動推進事業》、地域住民が一体となって青少年

の健全育成について考える《子どもの未来を考える町民のつどい》、中学生リーダーを姉妹村である沖縄県北中城村に派遣する《沖縄県北中城村交流研修事業》などを進めてまいります。

地域文化の継承につきましては、より優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めるとともに、自主的な文化活動や地区文化祭などの開催を支援します。

また、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能を次の世代に確実に引き継ぐため、民俗資料等の適正な保存・管理に努めるとともに、町の歴史や伝統文化を後世に継承するための学習機会の提供などの取組を中心に、主な事業としましては、町民の自主的な文化活動を支援する《文化活動支援事業》、地域の文化や郷土芸能に触れる機会を提供する《地区文化祭、郷土芸能発表会》、現存する民俗資料や天然記念物などの保存状態を調査する《文化財パトロール事業》などを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、誰もが生き生きとゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツ活動に親しめる機会や環境の充実を図るとともに、トップアスリートや専門指導者から直接指導が受けられる機会を通じ、指導者の育成と競技力の向上を図ります。

また、各種大会の誘致・開催などを通じて、スポーツ教室や交流試合の開催などで合宿するチームと町民とが触れ合える機会を創出し、スポー

ツを通じた交流人口や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながるスポーツツーリズムの取組を中心に、主な事業としましては、日常的な運動の習慣化を図る《スポーツチャレンジWEEKの開催》、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成する《スポーツツーリズム奨励事業》、地域人材を活用して中学校の運動部活動を支援する《地域運動部活動推進事業》などを進めてまいります。

以上、令和7年度における教育行政推進に当たっての基本的な考え方と主要施策の対応について、ご説明を申し上げます。

これからも60周年を迎えた教育振興運動の全体的課題である「家庭学習の充実」と自己肯定感や協調性を育む「体験学習の充実」に取り組み、子供たち一人一人の夢の実現を支え、未来の担い手として育ててまいります。

さらには町民一人一人が、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となって、町の教育の充実と発展に取り組んでいくことが肝要だと感じております。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政方針とさせていただきます。

議長（鈴木満議員）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時07分）

（再開時刻 11時20分）

議長（鈴木満議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第5、議案第2号、令和7年度葛巻町一般会計予算から日程第21、議案第18号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの17議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

お疲れさまでございます。それでは、議案第11号から順次ご説明申し上げます。

議案集1ページをお開き願います。議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、町では県条例で規定する占用料の額を参酌し、町条例により占用料の額を規定しているところでありますが、今般県条例の改正が行われましたことを受けまして、占用料の額を改正しようとするものでございます。電柱等の主な工作物で平均約17%の引上げとなるものでありますが、一部の施設、物件等に関し

ましては平均約 12%の引下げとなるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 8 ページをお開き願います。議案第 12 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、関係政令の改正に伴いまして引用条項にずれが生じることとなりますことから、所要の整備を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 10 ページをお開き願います。議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律並びに人事院規則の一部改正を受けまして、当町においても国に準拠して所要の整備をしようとするものでございます。

被改正条例でございますが、4 つの条例を改正するもので、第 1 条で職員の育児休業等に関する条例を、第 2 条で職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を、第 3 条で葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を、第 4 条で地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をそれぞれ改正するものでございます。

改正の概要でございますが、法改正に伴う条項ずれのほか、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直しを行うほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備などに関する規定を新たに追加しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでありますが、経過措置といたしまして、条例の施行日前においても、施行日以後における勤務の制限に対する請求を行うことができるものとするものでございます。

続きまして、議案集 16 ページをお開き願います。議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、第 2 条で規定しております分掌事務につきまして、葛巻町町長部局行政組織規則により詳細の内容が規定されておりますことから、規則に委任することとし、併せて第 1 条で規定する課につきまして、例規の基本形式の例に倣い号による表記に整理し直すものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 18 ページをお開き願います。議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、別表で規定しております非常勤特別職の職員につきまして再点検

しましたところ、規定したほうがよいと判断いたしました委員が生じたことから、新たに追加するほか、列挙されていない委員等につきまして、本条例の規定に基づき報酬が支給できるよう規定を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 20 ページをお開き願います。議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、第 21 条で規定しております放送番組審議会の設置につきまして、他市町村の条例におきましては規則により定めているところがほとんどでありましたことから、他市町村の例に倣い、審議会の組織、任務及びその他必要な事項につきまして規則に委任するよう改めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 23 ページをお開き願います。議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、法の改正に伴い引用条項にずれが生じることとなりますほか、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、新たに住登会社宛名番号管理機能が基幹業務シス

テムに実装されますことから、別表で規定しております特定個人番号を利用する事務に必要な特定個人情報の種類に住登会社宛名情報を加えようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 31 ページをお開き願います。議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料によりご説明させていただきます。議案資料 10 ページをお開き願います。今回の計画変更につきましては、西部辺地におきます 4 つの改修事業につきまして、新たに辺地総合整備計画に加え、辺地対策事業債の借入れを受けようとするものでございます。1 つ目は、林道施設の長寿命化を図るため、林道与市松線の改良事業費として 650 万円を見込むものでございます。

2 つ目は農林漁業経営近代化施設のうち、資源循環施設の長寿命化を図るため、くずまき高原牧場内のバイオガス発電施設の改修費として 819 万円ほどを見込むものでございます。

3 つ目は、地場産業振興施設の改修事業として、くずまき高原牧場内のミルクハウス、パンハ

ウス、チーズハウス、焼肉ハウスの各施設の照明器具をLED化にするもので、事業費と補助金合わせて700万円ほどを見込むものでございます。

4つ目は、観光・レクリエーション施設の改修事業として、くずまき高原牧場内のくずまき交流館プラトー、ゼロエネルギー住宅、コテージ、もく・木ドームの各施設の照明器具をLED化にするもので、事業費と補助金合わせて485万円ほどを見込むものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

続きまして、議案第2号をご説明申し上げます。

令和7年度一般会計予算書をお願いいたします。議案第2号、令和7年度葛巻町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、それぞれ総額を67億5,229万円と定めるもので、前年度比4億5,583万4,000円、6.3%の減となるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金でございます。借入れ最

高額を前年度と同額の8億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用につきましては、記載のとおり定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。2つございまして、1つは町内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に対し、令和7年度から令和14年度まで利子補給するというもので、もう一つは岩手県信用保証協会の保証料を補助するというもので、これらをセットで支援するものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。全21事業に対しまして総額5億5,930万円の限度額を設定するものでございまして、利率は年9%以内、償還の方法は、借入れ先の融資条件とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、議案資料でご説明申し上げます。議案資料の1ページをお願いいたします。初めに、歳入の主なものでございます。町税につきましては、町民税が前年度比177万8,000円、1.0%減で1億7,615万9,000円、これは主に個人住民税の所得割の減によるものでございます。

固定資産税は、前年度比2,117万8,000円、6.0%の減で3億3,182万4,000円、これは主に償却資産の減によるものでございます。

地方交付税につきましては、普通交付税が前年度比1億3,000万円、4.0%の増で34億1,000万円、これは基準財政需要額の動向及び前年度交付

実績を踏まえ増額したものでございます。

特別交付税は5,000万円、22.7%増の2億7,000万円、これは6年度までの交付実績を勘案し、増額したものでございます。

国庫支出金につきましては、前年度比1億4,166万6,000円、33.3%の減で2億8,330万9,000円、これは主に総務費及び土木費、国庫補助金の減によるものでございます。

繰入金につきましては、前年度比3,450万1,000円、3.9%の減で8億6,050万4,000円、これは主に町債減債基金の繰入れが増額した一方で、公共施設等整備基金の繰入れが減額したことによるものでございます。

町債につきましては、前年度比5億1,520万円、48.4%の減で5億4,930万円、これは主に過疎債と公共施設等適正管理推進事業債が減額したものでございます。

次に、歳出の主なものですが、新規事業を中心に説明をさせていただきます。まず、総務費でございます。地域情報通信基盤施設整備事業2,024万円につきましては、地上デジタル放送設備の更新及び公共施設のWi-Fi設備の更新を行うものでございます。

航空写真更新業務1,800万円につきましては、町内全域のデジタル航空写真及び衛星写真の撮影を行うものでございます。

3つ下でございます地域課題解決推進事業200万円につきましては、町の地域課題の解決に向けた環境と体制の整備を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。次に、衛生費でございます。自動マルチコンパクト購入事業1,500万につきましては、リサイクルセンターのペットボトル減容機の更新を行うものでございます。

くずまき斎苑照明設備LED化事業660万円につきましては、火葬場の照明設備のLED化を図るものでございます。

次に、農林水産業費でございます。資源循環施設長寿命化修繕事業778万円につきましては、くずまき高原牧場内の畜ふんバイオガス施設の延命化を図るため、修繕工事を行うものでございます。

町有施設LED化事業740万円につきましては、くずまき高原牧場内の町有施設の照明設備のLED化を図るものでございます。

なお、牧場内の畜産開発公社の所有する施設につきましても、4つ下でございますけれども、公社施設LED化整備事業として、LED化工事に係る費用の一部を助成するものでございます。

畜産暑熱対策事業500万円につきましては、畜舎の暑熱対策に係る費用の一部を助成するものでございます。

急速冷凍機購入事業450万円につきましては、くずまき高原牧場の精肉等の商品について、真空パックしたものを急速冷凍し、賞味期限を延長することで販路を拡大するため、急速冷凍機を導入するものでございます。

次に、商工費でございます。旧遠藤邸改修検討

業務 100 万円につきましては、新町の旧遠藤邸について今後の活用方法を検討するものでございます。

次に、土木費でございます。町営住宅長寿命化修繕事業 1,056 万円につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づいて、損傷の著しい町営住宅の改修工事を実施するものでございます。

次に、消防費でございます。消防ポンプ自動車購入事業 1 億 2,797 万 4,000 円につきましては、葛巻分署の水槽付ポンプ自動車及び第 1 分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

指定避難所生活環境改善機器購入事業 1,800 万円につきましては、指定避難所の環境改善を図るため、移動式のエアコンを 15 台購入するものでございます。

防災マップ更新業務 465 万円につきましては、全戸に配布しております防災マップの更新を図るものでございます。

次に、教育費でございます。総合運動公園施設長寿命化修繕事業 1,600 万円につきましては、野球場の内外野の土を入れ替えるほか、スポーツコートや多目的グラウンドの改修工事を行うものでございます。

そのほか、記載の事業が新規事業となっております。

次に、拡充事業についてご説明申し上げます。3 ページをお願いいたします。まず初めに、農林水産業費でございます。間伐材搬出事業につきましては、国、県の補助対象とならない間伐材搬出

に対し、補助を拡充するものでございます。

次に、教育費でございます。地域運動部活動推進事業につきましては、指導者の派遣について日数及び単価の引上げ等を行うものでございます。

次に、継続事業についてご説明を申し上げます。最も金額が大きいのは、総務費、庁舎等建設事業 1 億 1,390 万円でございます。2 期工事の消防分署棟、広場屋根、車庫棟、外構工事等を実施するものでございます。

葛巻町 70 周年記念事業につきましては、記念式典や各種イベントを実施するものでございます。

次に、衛生費でございますが、最終処分場長寿命化修繕事業につきましては、最終処分場の機械設備等の修繕工事を行うものでございます。

4 ページをお願いいたします。次に、農林水産業費でございますけれども、草地更新支援事業、育成牛預託助成事業、畜産労働力負担軽減対策事業等につきまして、引き続き実施するものでございます。

次に、商工費でございますが、快適な住まいづくり応援事業、特産品販売促進事業等につきまして、引き続き実施するものでございます。

次に、土木費でございますけれども、道路改良・町道役場線 3,000 万円につきましては、国道からくずま～るまでの区間につきまして道路改良工事を実施するものでございます。

橋りょう長寿命化修繕事業 2,400 万円につきましては、野中向橋の修繕工事を実施するものでござ

ございます。

道路改良・町道茶屋場田子線 1,806 万 2,000 円につきましては、葛巻中学校の入り口から国道までの歩道整備工事を実施するものでございます。

5 ページをお願いいたします。次に、教育費でございますが、山村留学事業、公営学習塾運営事業費等につきまして、引き続き実施するものでございます。

最後に、公債費でございますが、財政の健全化に向けまして、長期債の任意繰上償還を行うもので、臨時財政対策債等の元金の返済及び補償金 2 億 9,394 万 6,000 円を計上するもので、その財源は町債減債基金からの繰入金等を見込んでいるものでございます。

議案第 2 号は以上でございます。

次に、議案第 3 号をご説明申し上げます。国保会計予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 3 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算でございますが、それぞれ総額を 7 億 7,753 万 1,000 円と定めるものでございまして、前年度比 1,316 万 9,000 円、1.7%の減となっております。

第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 1 億円と定めるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税でございますけれども、前年度比 3,021 万 2,000 円の増で、1 億 4,234 万 4,000 円

でございます。

9 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、療養給付費の支払いに充てるための財源として県から交付されるものでございますが、前年度比 1,458 万 6,000 円減の 5 億 3,440 万 8,000 円となっております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、前年度比 620 万 3,000 円増の 1 億 67 万 9,000 円となっております。

次に、15 ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者の受診に係る医療機関への支払い分でございますが、前年度比 1,878 万 4,000 円増の 4 億 4,186 万 6,000 円でございます。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項から 3 項まで国民健康保険事業納付金は、被保険者からの国保税と繰入金とを合わせて県に納付するものでございますが、全体で前年度比 1,164 万 3,000 円減の 1 億 9,298 万 8,000 円でございます。

議案第 3 号は以上でございます。

次に、議案第 4 号をご説明申し上げます。後期高齢会計予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 4 号、令和 7 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算でございますが、それぞれ総額を 9,817 万 7,000 円と定めるものでございまして、前年度比 557 万 4,000 円、6.0%の増となっております。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料でございますが、前年度比299万5,000円増の4,413万4,000円、同じ2目普通徴収保険料は87万円増の1,281万3,000円となっております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合への納付金でございますが、前年度比372万9,000円増の9,191万3,000円となっております。

議案第4号は以上でございます。

続きまして、議案第8号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入予算の総額にそれぞれ1億2,661万1,000円追加いたしまして、歳入歳出それぞれ80億7,921万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、債務負担行為でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は、地方債でございます。第4表でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。繰越明許費は、4年度に繰越しして使用する経費を定めるもので、11事業、合計10億4,067万円を繰越しするものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為の補正でございますが、葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償を追加するものでございまして、森林組合が令和7年度までに金融機関から借入れする短期資金について、返済されなかった場合の損失補償の限度額を1億円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表、地方債の補正でございます。まちづくり推進事業から農業集落排水事業までの4事業につきまして、事業費が確定したことにより、起債の限度額を変更するものでございます。今回の変更によりまして限度額が830万円減額となりまして、起債の総額は10億7,467万1,000円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、議案資料によりご説明申し上げます。議案資料の7ページをお願いいたします。初めに、歳出の主なものでございますが、まず総務費でございます。財政調整基金等積立金3億239万3,000円の増は、財政調整基金に1億円、町債減債基金に2億円、端数239万3,000円は利息でありまして、これらを積立てするものでございます。

人事秘書管理経費1,217万3,000円の減は、主に会計年度任用職員の報酬を含む人件費を減額するものでございます。

次に、農林水産業費でございます。畜産振興総合対策事業費1,785万6,000円の減は、畜産労働力負担軽減対策事業や草地更新支援事業費等の畜産関係事業の実績により減額するものでござ

います。

林業総務管理経費 1,355 万 8,000 円の増は、森林環境譲与税基金への積立てが主なものでございます。

次に、土木費でございますが、町道茶屋場田子線、葛巻浦子内線について、それぞれの実績により減額するものでございます。この減額に合わせて、歳入の国庫支出金、社会資本総合整備交付金につきましても 1 億 1,144 万 8,000 円減額するものでございます。

次に、教育費でございますが、教育総務管理経費 1,307 万円の減額につきましては、学力向上支援員等の人件費を減額するものでございます。

次に、歳入の主なものでございますが、特別交付税につきましては 1 億 8,000 万円の増で合計 4 億円に、普通交付税につきましては 7,769 万 9,000 円の増で合計 36 億 1,045 万 7,000 円とするものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、歳入の地方交付税の増額分を基金積立金と予備費と調整したという形になっているものでございます。

議案第 8 号は以上でございます。

次に、議案第 9 号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第 9 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,410 万 8,000 円追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 8 億 8,461 万

円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、普通交付金が 5,153 万 4,000 円の増で 5 億 7,673 万 4,000 円となるものでございます。

9 款 1 項 1 目財政安定化基金貸付金、これは県からの貸付金でございますが、600 万円減で 500 万円となるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費でございますが、4,465 万円の増で 4 億 9,769 万 2,000 円となるものでございます。

9 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目予備費でございますが、770 万 9,000 円の減で 240 万 6,000 円となるものでございます。

議案第 9 号は以上でございます。

議案第 10 号を次にご説明申し上げます。後期高齢会計補正予算書をお願いいたします。議案第 10 号、令和 6 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 467 万 2,000 円追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 9,727 万 5,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款 1 項 1 目特別徴収保険料は 61 万 7,000 円、普通徴収保険料は 149 万 5,000 円それぞれ増額するものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目、前年度からの繰越金で

ございますが、417万2,000円増額するものでございまして、これに合わせて7ページの歳出、予備費を同額増額するものでございます。

議案第10号は以上でございます。

議長（鈴木満議員）

病院事務局長。

病院事務局長（服部隆行）

続きまして、議案第5号、令和7年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量ですが、病床数を一般病床60床とし、患者数については入院患者数を1万2,045人、1日平均33人、外来患者数を2万6,620人、1日平均110人としてございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款病院事業収益を前年度比4,426万9,000円増の11億4,186万2,000円とし、支出については第1款病院事業費用を前年度比2,816万9,000円増の12億2,481万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入を8,840万1,000円、支出については第1款資本的支出を1億5,491万5,000円とするものです。なお、収入額が支出額に対し不足する額6,651万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保

資金で補填するものでございます。

次に、第5条、企業債でございますが、その目的、限度額などを定めたものでございまして、医療器械整備事業として2,120万円を計上してございます。

次に、第6条、一時借入金については、限度額を1億円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費、公債費をそれぞれ計上してございます。

第8条、たな卸資産購入限度額は1億8,485万4,000円と定めるものでございます。

第9条、重要な資産の取得につきましては、医療機械器具として内視鏡ビデオシステム一式を計上してございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。収益的収入及び支出ですが、主な点についてご説明を申し上げます。初めに収入ですが、入院収益、外来収益とも患者数の減によります減額を見込んでございます。

その他医業収益については、新型コロナウイルスワクチン定期接種による増、介護サービス事業収益については、訪問看護並びに訪問リハビリテーションの推進による増を見込んでいるものでございます。

次に、同じく5ページの2項医業外収益ですが、前年度と比較しまして3,078万7,000円増の3億2,575万7,000円としてございます。増収と

なる主な要因は、繰入基準に係る実績等の増、補助金、一般会計負担金に係る流入額の増によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。3項特別利益の一般会計補助金につきましては、前年度比3,000万円増の1億500万円としてございます。

8ページをお願いいたします。支出の1款1項医療費用につきましては12億1,290万1,000円、前年度比2,801万4,000円の増としてございます。支出増の主な要因は、給与改定に伴います給与費の増や新型コロナワクチン購入によります材料費の増などによるものでございます。

次に、16ページ、17ページの資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。16ページの収入についてですが、1款1項1目建設企業債には医療器械整備事業としまして2,120万円、4項1目県補助金に国保調整交付金275万円を計上してございます。これは、17ページの支出に計上しております1款1項建設改良費で整備しようとする内視鏡ビデオシステムや一般撮影装置用パソコンなどの整備に充てられるものでございます。

次に、18ページ、19ページの予定キャッシュフロー計算書をお願いいたします。患者数の減少によります収益の減や給与費、経費等の支出増によりまして、当期純利益は8,295万3,000円の損失見通しとなっております。これに伴いまして、19ページの下から3行目でございますが、資金増加額はマイナス8,244万3,000円となり、最終的な資金期末残高は6億2,389万9,000円となる見

込みでございます。今後も収支改善に向けまして、引き続き包括ケア病床の積極的活用、急性期病院との連携によります患者確保に努めていくほか、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリなどによる在宅医療の充実にも努めてまいりたいと存じます。

20ページ以降の貸借対照表、損益計算書等につきましては、お目通しいたきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満議員）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘）

続きまして、議案第6号、令和7年度葛巻町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。給水戸数でございますが、2,551戸、現在の水道普及率は94.5%となっております。年間総配水量100万6,782立方メートル、1日平均配水量は2,758立方メートルでございます。主要な建設改良事業ですが、馬淵川（北部）地区水道施設整備事業3億320万円を計上するものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入の第1款水道事業収益を前年度比で1,653万1,000円増の1億7,638万5,000円とし、

支出につきましては第1款水道事業費用を前年度比113万3,000円増の2億208万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入を3億6,970万4,000円、支出については第1款資本的支出を4億2,106万5,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,136万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、限度額を2億4,120万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費3,089万4,000円とするものでございます。

第8条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から724万2,000円の補助を受けるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は300万円と定めるものでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、主な点をご説明申し上げます。収入、1款1項営業収益でございますが、前年度と比較し1,889万9,000円増の1億3,458万3,000円としております。増収となる主な要因は、水道料金改定に伴う増によるものでございます。

2項営業外収益でございますが、前年度と比較し236万8,000円減の4,179万9,000円としております。減収の主な要因は、長期前受金戻入などの減によるものでございます。

6ページをお願いいたします。支出、1款1項営業費用でございますが、前年度と比較し110万3,000円減の1億8,920万8,000円としております。前年度と比較し、水道メーター取替戸数の減に伴う工事請負費の減、減価償却費の減などによるものが主な要因でございます。

9ページをお願いいたします。2項営業外費用につきましては、1,287万3,000円、企業債利息に増に伴いまして、前年度と比較し223万6,000円増としております。

12ページをお願いいたします。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目企業債2億4,120万円、3項1目国庫補助金6,165万円は、馬淵川(北部)地区水道施設整備事業に係る企業債と水道管路耐震化等推進事業費補助金をそれぞれ計上するものでございます。

2項1目出資金は、企業債償還元金分とし、6,685万4,000円を計上するものでございます。

13 ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目配水施設費でございますが、委託料として馬淵川（北部）地区水道施設整備事業詳細設計業務 2,700 万円を、工事請負費として馬淵川（北部）地区配水管布設工事 2 億 7,600 万円を計上するものでございます。

2 項 1 目企業債償還金でございますが、企業債償還元金 1 億 1,486 万 5,000 円を計上するものでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が 3,289 万円の損失という見通しでございます。

15 ページの下から 3 行目の資金増加額につきましては 2 万 6,000 円の増を見込んでおりまして、令和 7 年度資金期末残高は 8,971 万 9,000 円の予定でございます。

16 ページ以降、予定貸借対照表、予定損益計算書以降につきましては、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第 6 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 7 号、令和 7 年度葛巻町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。第 2 条、業務の予定量についてご説明申し上げます。処理戸数でございますが、1,343 戸、下水道普及率は 61.2%となっております。年間総処理水量は 28 万 4,261 立

方メートル、1 日平均処理水量は 748 立方メートルでございます。主要な建設改良事業ですが、町整備型浄化槽整備事業 3,575 万 8,000 円を計上するものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入の第 1 款下水道事業収益を前年度比で 332 万 7,000 円減の 1 億 5,857 万 6,000 円とし、支出については下水道事業費用を前年度比 274 万 6,000 円減の 1 億 5,682 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 4 条、資本的収入及び支出ですが、収入の第 1 款資本的収入を 1 億 4,048 万 3,000 円、支出については第 1 款資本的支出を 1 億 5,986 万 5,000 円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,938 万 2,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第 5 条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、農業集落排水事業の限度額を 2,590 万円、町整備型浄化槽事業の限度額を 2,470 万円と定めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。第 6 条、一時借入金の限度額は 1 億円と定めるものでございます。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用すること

のできない経費でございますが、職員給与費 351 万 4,000 円とするものでございます。

第 8 条、他会計からの補助金でございますが、下水道事業の運営に充てるため、一般会計から 1,092 万 1,000 円の補助を受けるものでございます。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出について主な点をご説明申し上げます。収入、1 款 1 項営業収益でございますが、下水道施設使用料の増により、前年度と比較し 35 万 2,000 円増の 4,231 万円としております。

2 項営業外収益でございますが、前年度と比較し 367 万 9,000 円減の 1 億 1,626 万 3,000 円としております。減収の主な要因は、他会計負担金などの減によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。支出、1 款 1 項営業費用でございますが、前年度と比較し 120 万 6,000 円減の 1 億 4,590 万 4,000 円としております。主な費用として、クリーンセンター管理等に伴う委託料、町整備型浄化槽管理に伴う委託料、農業集落排水施設と町整備型浄化槽の減価償却費などを計上するものでございます。

8 ページの 2 項営業外費用につきましては、企業債利息の減に伴いまして、前年度と比較し 154 万円減の 1,092 万 1,000 円としております。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入、1 款 1 項 1 目企業債でございますが、

公共浄化槽等整備推進事業及び資本費平準化債に係る企業債、合わせて 5,060 万円を計上するものでございます。

2 項 1 目他会計出資金は、下水道事業の運営に充てるため 7,388 万 3,000 円を計上するものでございます。

3 項補助金は、公共浄化槽等整備推進事業費補助金及び下水道事業債償還基金費県補助金、合わせて 1,054 万円を計上するものでございます。

支出についてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目浄化槽整備費でございますが、工事請負費として町整備型浄化槽整備工事 3,500 万円を、2 項 1 目企業債償還金でございますが、企業債償還元金 1 億 2,103 万 8,000 円を計上するものでございます。

次に、12 ページ、13 ページをお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が 224 万 5,000 円という見通しでございます。

13 ページの一番下段の令和 7 年度資金期末残高は 1 億 848 万 6,000 円の予定となっており、令和 7 年度は資金の増減はない予定でございます。

14 ページ以降、予定貸借対照表以降につきましては、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第 7 号の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題としている議案第2号から議案第18号までの17議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました17議案について、今会議中に審査を終え、3月17日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第18号までの17議案については、3月17日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第8号から議案第18号までの11議案の審査については3月11日に行い、議案第2号から議案第7号までの6議案の審査については3月14日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会時刻 12時17分）